

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	倉吉市 国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉吉市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取県倉吉市長

公表日

令和6年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>国民健康保険事務とは国民健康保険法に基づき、被保険者が納める国民健康保険料の賦課、療養の給付等事務(以下を参照)を行うものである。</p> <p>国民健康保険事務の遂行に関し、一部を外部事業者へ委託している。委託にあたっては、事業者の情報保護体制を確認し、秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期する。</p> <p>【資格異動事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の取得・喪失、該当・非該当の認定及び管理を行う。</p> <p>【保険料賦課・収納管理事務】 被保険者に係る所得、資産等を基に保険料を賦課決定し、世帯主又は擬制世帯主に対し通知する。また、納付書発行、口座管理、収納消込、還付充当等の収納管理を行う。</p> <p>【給付管理事務】 被保険者の疾病、出産及び死亡に係る保険給付を行う。</p> <p>【資格継続引継事務・高額該当引継事務】 国民健康保険の県域化により、県内市町村間で国民健康保険の資格情報及び高額療養費該当回数を引き継ぎを行う。</p> <p>【オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)] ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、社会保険診療報酬支払基金が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム(国保連合会が設置するサーバー群と市区町村に設置される国保総合PCで構成される)、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)国民健康保険特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)</p> <p>・第9条第1項 ・別表 項番44 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条</p> <p>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (照会)主務省令第2条の表 69、70、71、160の項 (提供)主務省令第2条の表 項番2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 総務部 総務課 電話 0858-22-8112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町二丁目253番地1 倉吉市役所 第2庁舎 倉吉市 健康福祉部 保険年金課 電話 0858-22-8124

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉保健部 医療保険課	福祉保健部 保険年金課	事後	
平成28年10月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	医療保険課長 橋本 徳香	保険年金課長	事後	
平成28年10月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉保健部 医療保険課	健康福祉部 保険年金課	事後	
平成29年6月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、国保総合システムおよび国保情報集約システム(国保連合会に設置されるサーバ群と市区町村に設置される国保総合PCで構成される)	事後	
平成29年7月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険事務とは国民健康保険法に基づき、被保険者が納める国民健康保険料の賦課、療養の給付等事務(以下を参照)を行うものである。 【資格異動事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の取得・喪失、該当・非該当の認定及び管理を行い、被保険者証等を発行する。 【保険料賦課・収納管理事務】 被保険者に係る所得、資産等を基に保険料を賦課決定し、世帯主又は擬制世帯主に対し通知する。また、納付書発行、口座管理、収納消込、還付充当等の収納管理を行う。 【給付管理事務】 被保険者の疾病、出産及び死亡に係る保険給付を行う。	国民健康保険事務とは国民健康保険法に基づき、被保険者が納める国民健康保険料の賦課、療養の給付等事務(以下を参照)を行うものである。 国民健康保険事務の遂行に関し、一部を外部事業者へ委託している。委託にあたっては、事業者の情報保護体制を確認し、秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期する。 【資格異動事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の取得・喪失、該当・非該当の認定及び管理を行い、被保険者証等を発行する。 【保険料賦課・収納管理事務】 被保険者に係る所得、資産等を基に保険料を賦課決定し、世帯主又は擬制世帯主に対し通知する。また、納付書発行、口座管理、収納消込、還付充当等の収納管理を行う。 【給付管理事務】 被保険者の疾病、出産及び死亡に係る保険給付を行う。 【資格継続引継事務・高額該当引継事務】 国民健康保険の県域化により、県内市町村間宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、国保総合システムおよび国保情報集約システム(国保連合会が設置するサーバ群と市区町村に設置される国保総合PCで構成される)	事後	
平成29年7月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、国保総合システムおよび国保情報集約システム(国保連合会に設置されるサーバ群と市区町村に設置される国保総合PCで構成される)	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、国保総合システムおよび国保情報集約システム(国保連合会が設置するサーバ群と市区町村に設置される国保総合PCで構成される)	事後	
令和1年6月26日	I-5-①	福祉保健部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	
令和1年6月26日	I-8	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 福祉保健部 保険年金課 電話 0858-22-8124	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 健康福祉部 保険年金課 電話 0858-22-8124	事後	
令和1年6月26日	II-1、II-2	平成27年7月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV	記載なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年3月30日	I-1-②	国民健康保険事務とは国民健康保険法に基づき、被保険者が納める国民健康保険料の賦課、療養の給付等事務(以下を参照)を行うものである。 国民健康保険事務の遂行に関し、一部を外部事業者へ委託している。委託にあたっては、事業者の情報保護体制を確認し、秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期する。 【資格異動事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の取得・喪失、該当・非該当の認定及び管理を行い、被保険者証等を発行する。 【保険料賦課・収納管理事務】 被保険者に係る所得、資産等を基に保険料を賦課決定し、世帯主又は擬制世帯主に対し通知する。また、納付書発行、口座管理、収納消込、還付充当等の収納管理を行う。 【給付管理事務】 被保険者の疾病、出産及び死亡に係る保険給付を行う。 【資格継続引継事務・高額該当引継事務】 国民健康保険の県域化により、県内市町村間で国民健康保険の資格情報及び高額療養費該当回数を引き継ぎを行う。	変更前の記載に下記を追記 【オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)) ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、社会保険診療報酬支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	I-1-③	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、国保総合システムおよび国保情報集約システム(国保連合会が設置するサーバ群と市区町村に設置される国保総合PCで構成される)	変更前の記載に下記を追記 医療保険者等向け中間サーバ等	事前	
令和2年3月30日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一 項番30 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条	変更前の記載に下記を追記 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年3月30日	I-4-②	番号法第19条第7号 (照会)別表第二 項番42、43、44、45 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106	変更前の記載に下記を追記 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年3月30日	I-8	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 健康福祉部 保険年金課 電話 0858-22-8124	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町二丁目253番地1 倉吉市役所 第2庁舎 倉吉市 健康福祉部 保険年金課 電話 0858-22-8124	事後	
令和2年3月30日	II-1、II-2	平成31年3月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	
令和3年9月17日	I-4-②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年10月4日	I-4-②	(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106	変更前の記載に下記を追記 9、120	事後	
令和4年10月4日	II-1	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和4年10月4日	II-1、II-2	令和2年3月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和5年3月1日	I-4-②	番号法第19条第8号 (照会)別表第二 項番42、43、44、45 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106、120 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号 (照会)別表第二 項番42、43、44、45、121 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和5年3月1日	IV-8	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和6年9月2日	I-1-②	国民健康保険事務とは国民健康保険法に基づき、被保険者が納める国民健康保険料の賦課、療養の給付等事務(以下を参照)を行うものである。 国民健康保険事務の遂行に関し、一部を外部事業者へ委託している。委託にあたっては、事業者の情報保護体制を確認し、秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期する。 【資格異動事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の取得・喪失、該当・非該当の認定及び管理を行い、被保険者証等を発行する。 【保険料賦課・収納管理事務】 (略) 【給付管理事務】 (略) 【資格継続引継事務・高額該当引継事務】 (略) 【オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)]	国民健康保険事務とは国民健康保険法に基づき、被保険者が納める国民健康保険料の賦課、療養の給付等事務(以下を参照)を行うものである。 国民健康保険事務の遂行に関し、一部を外部事業者へ委託している。委託にあたっては、事業者の情報保護体制を確認し、秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期する。 【資格異動事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の取得・喪失、該当・非該当の認定及び管理を行う。 【保険料賦課・収納管理事務】 (略) 【給付管理事務】 (略) 【資格継続引継事務・高額該当引継事務】 (略) 【オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)]	事後	番号法の改正による修正
令和6年9月2日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一 項番30 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表 項番44 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	番号法の改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月2日	I-4-②	<p>番号法第19条第8号 (照会)別表第二項番42、43、44、45、121 (提供)別表第二項番1、2、3、4、5、9、12、 15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、 62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、 109、120</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (照会)主務省令第2条の表 69、70、71、160の項 (提供)主務省令第2条の表 項番2、3、6、 13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、 87、111、115、125、131、137、141、145、158、 161、164、165、166、173</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	番号法の改正による修正